

学費関係（全日制）について

1 入 学 料 5,650円（減免制度があります。）

2 授 業 料 118,000円（9,900円×12か月分）

※ ただし、就学支援金の認定を受けた場合は、授業料はかかりません。

3 就学支援金制度

標準修業年限を超過せず、かつ世帯の所得が一定の基準未満の場合、学校に就学支援金を支給することで、申請した生徒の授業料が無料になる制度です。

4 授業料減免制度

在籍期間の超過等により就学支援金や学び直し支援金制度が適用外となった場合で、授業料の納入が困難なご家庭について、授業料を免除又は1/2減額する制度です。

所得制限により就学支援金の適用外となった場合で、保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯は、授業料を1/2減額します。（多子世帯における授業料減免）

5 学校徴収金 修学旅行など積立金、生徒会費、PTA会費等の学校徴収金を納入していただきます。本校の今年度1年生の3年間の予定額（単位：円）は以下のとおりです。芸術科目（音楽・美術・書道）のうち、美術選択者は、このほかに補助教材費がかかります。

全日制	1年次	2年次	3年次
学年積立金	87,000	62,000	40,000
生徒会費	4,000	4,000	4,000
PTA会費	4,000	4,000	4,000
合 計	95,000	70,000	48,000

6 支援制度 ① 就学支援金《授業料が無料になります。》

対 象：区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村税の調整控除の額が304,200円未満の世帯（年収目安が約910万円未満）

手 続：7月（年1回） ※ 新1年生は4月と7月の年2回

給付方法：国が保護者に代わり授業料を学校に支払います。

② 給付型奨学金《無料で対象事業に参加できます。》

対 象：生活保護受給世帯及び区市町村民税の所得割額と都道府県民税の所得割額を合算した金額が85,500円未満の世帯（年収目安が約350万円未満）

手 続：3月（年1回） ※ 新1年生は4月

給付方法：学校が指定する選択的教育活動に必要な経費を、都が保護者に代わり支払います。（限度額あり）

③ 奨学のための給付金《通学に必要な経費を補助します。》

対 象：生活保護受給世帯及び区市町村民税の所得割額と都道府県民税の所得割額を合算した金額が非課税世帯（年収目安が約270万円未満）

手 続：9月頃（年1回）

給付方法：返済不要の給付金が口座に振り込まれます。

※ 各種支援制度の詳細につきましては、都教育委員会のホームページを合わせてご確認ください。奨学金事業実施団体等の支援制度についてのお問合せは各団体へお願いします。